

## 任意の構造計算適合性判定実施要領

平成 28 年 3 月 24 日制定  
県土整備部建築住宅課

### 第 1 趣旨

この要領は、宮崎県が法令に基づき建築物の認定の審査を実施するに当たり、その認定に係る計画が、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による建築主事の確認を要し、かつ、法第 6 条の 3 第 1 項に規定される特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するものである場合に、その認定を申請しようとする者に任意の構造計算適合性判定（以下「任意適判」という。）を受けるよう求めることに関して必要な事項を定める。

### 第 2 用語の定義

この要領において使用する用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

### 第 3 対象建築物

任意適判の対象は、次の表の（い）欄に掲げる法令に基づき認定を行う同表（ろ）欄に掲げる計画に記載の建築物又は建築物の部分のうち、同表（は）欄に掲げる場合において、法第 6 条の 3 第 1 項に規定される特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものとする。

	（い）	（ろ）	（は）
1	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 17 条第 3 項（第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）	耐震改修計画	第 17 条第 4 項の建築主事の同意を得なければならぬ場合
2	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 5 条第 1 項（第 7 条第 2 項において準用する場合を含む。）	建替計画	第 5 条第 2 項の建築主事の同意を得なければならぬ場合
3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 17 条第 3 項（第 18 条第	特定建築物の建築等の計画	第 17 条第 4 項の申し出があった場合

	2項において準用する場合を含む。)		
4	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項（第8条第2項において準用する場合を含む。)	長期優良住宅 建築等計画	第6条第2項の 申し出があった 場合
5	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項（第55条第2項において準用する場合を含む。)	低炭素建築物 新築等計画	第54条第2項の 申し出があった 場合
6	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項（第31条第2項において準用する場合を含む。)	建築物エネル ギー消費性能 向上計画	第30条第2項の 申し出があった 場合

#### 第4 手続き

第3の表の（い）欄に掲げる法令に基づく認定を申請しようとする者は、知事が認定をするまでの間に、任意適判を受けるとともに、法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しに規則第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添えて、知事に提出するものとする。

#### 第5 任意適判を行う機関

任意適判の申請先は、指定構造計算適合性判定機関とし、知事は、この要領に基づく任意適判を行わない。

#### 第6 適用の除外

第3の表の（い）欄に掲げる法令に基づく認定を申請しようとする者は、法第6条の3第1項ただし書の構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が、令第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするよう申し出ることができる。この場合において、当該審査をする部分については、第4の規定は、適用しない。

#### （附則）

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。